

陸上貨物運送事業者様・働く皆様へ

～ 労働災害防止のために ～

労働災害防止計画について

厚生労働省では、労働災害の防止対策を総合的かつ計画的に推進するために、労働災害防止計画を策定しています。労働災害の防止に向けて、事業者、労働者等の関係者が一体となって取り組んでいます。

陸上貨物運送事業の第13次労働災害防止計画(福岡労働局)



計画期間 平成30年(2018年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日

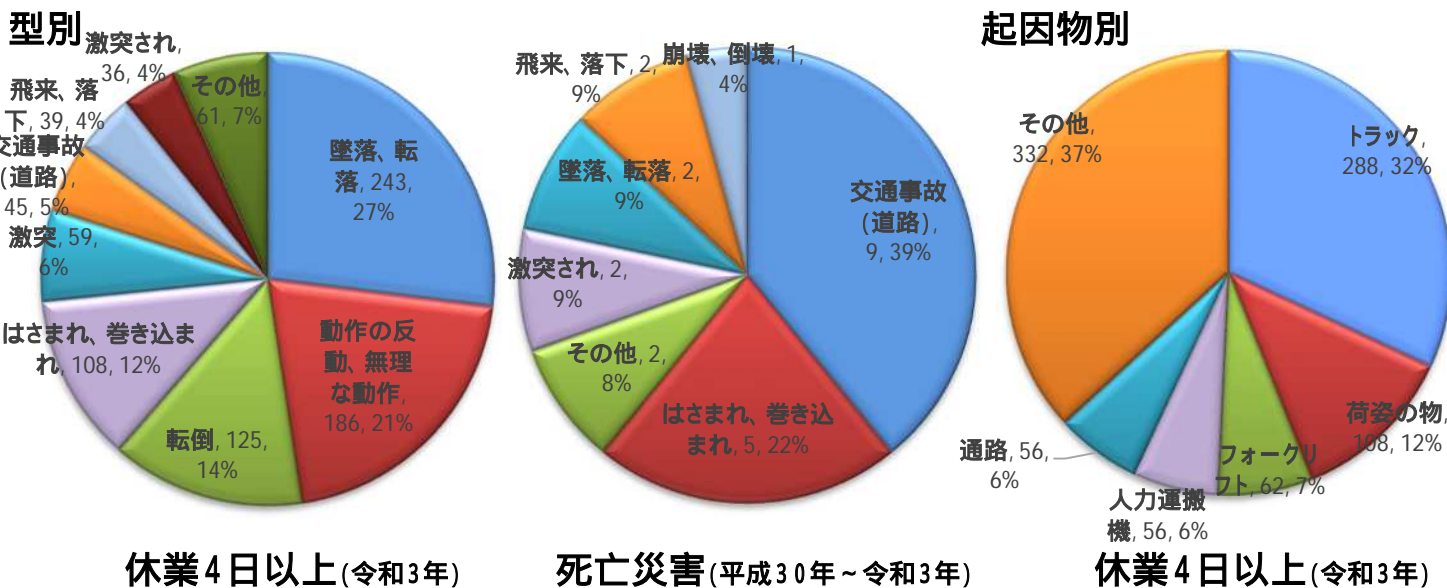
計画の目標 (1) 平成30年～令和4年の死亡災害件数を26件以内
(2) 令和4年の休業4日以上死傷災害を691件以内

対策と周知 (1) 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン
(2) 交通労働災害防止のためのガイドライン
(3) ロールボックスパレット使用時の労働災害マニュアル等

現状 (1) 平成30年～令和4年の死亡災害件数は23件発生
(2) 令和3年の休業4日以上死傷災害は902件発生
(1)の死亡災害は令和4年までの26件の目標値に対し既に23件発生しており、(2)の死傷災害は令和4年の目標値691件に対して令和3年が902件発生しており、目標達成には厳しい状況にあります。

福岡県における陸上貨物運送事業の労働災害の発生状況

福岡県内では陸上貨物運送事業では令和3年に902件の労働災害(休業4日以上)が発生し、前年から41件の増加となりました。型別では墜落・転落、動作の反動・無理な動作、転倒が多く発生しており、必要に応じてこれに対する措置を講じてください。



第13次労働災害防止計画の対象となる平成30年から令和3年までの陸上貨物運送事業の死亡災害の型別の発生状況では交通事故が最も多く、交通労働災害防止対策が必要となります。さらに、起因物別ではトラックや荷姿の物、フォークリフトなどに加えてロールボックスパレットなどの人力運搬機による災害も多く発生しています。

数値は発生件数、比率

出典：厚生労働省 労働者死傷病報告



1 荷台等からの「墜落・転落」災害防止対策チェック項目

荷役作業者は、安全な作業方法を遵守すること！

墜落時保護用の保護帽を着用すること！

昇降設備の使用の徹底とあおりを立てる場合には必ず固定を！

荷台等への昇降時は、3点確保の徹底を！(手足4点の内の3点)

2 「動作の反動、無理な動作」による災害防止対策チェック項目

荷役作業を行う前に準備運動を行うこと！

特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこと！

中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらないこと！

重量物(ロールボックスパレット等)を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押すこと！

重量の重い荷は、2人以上で扱うこと！

できるだけ台車等を使用する！

3 「転倒」災害防止対策チェック項目

荷台や貨物自動車周辺の床、地面の凸凹、資材や突起物の有無を確認する！

荷役作業場所等の水だまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除く！

安全に移動出来るような荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等のつまずき原因をなくす！後ずさり作業はしない！

荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化！

台車等の使用すること！(荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため)

* 転倒災害の主な原因は、「滑り」「つまずき」「踏み外し」です。

4 交通労働災害防止対策チェック項目

交通労働災害防止に関する管理者を選任し役割・責任・権限を定めましょう。

目標を設定・達成するため、労働時間の管理・教育を含む安全衛生計画を作成すること！

改善基準を守り、適正な計画によって運転者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間管理をすること！

走行の開始・終了や経路、走行時に注意を要する箇所の位置等について運行計画を作成・周知すること・させること！

雇い入れ教育(法定教育)、日常の教育、交通危険予知訓練(教材公表)を実施すること！

ポスターの掲示、表彰制度、災害防止大会を開催し、運転者の意識高揚を図ること！

交通ヒヤリマップを作成し、活用すること！

作業の合間は、ストレッチなど運転時の疲労回復・腰痛防止に努めること！



5 ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

ロールボックスパレットなどの人力運搬機による災害も多く発生しています。厚生労働省が作成した「**ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル**」に示される「押し」「引き」「よこ押し」などの操作方法を確認するなど適切な取り扱いを行ってください。